

事務連絡
令和6年3月1日

各市町 地域包括支援センター長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係

主任介護支援専門員更新研修における受講要件の変更について

平素は、介護保険制度の運営にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、同封の「滋賀県登録者の介護支援専門員証の更新手続きについてのご案内(令和6年2月作成)」のP11およびP14に記載のある、主任介護支援専門員更新研修の受講要件②「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」の詳細を、介護支援専門員の資質向上のため、令和7年度より下記のとおり変更いたします。ご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 受講要件②「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者」の要件となる研修等について ※下線部分が追加要件となります。

【変更点】

令和7年度からは、1回の研修が1時間以上であることが要件となります。また、情報提供や報告事項と同時に開催される研修においては、合計時間ではなく、介護支援専門員の資質向上のための内容である研修が1時間以上である場合に要件を満たします。

過去5年間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)に受講する研修の回数は、毎年4回以上が望ましいですが、特定の年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。特定の年(例:1月～12月、4月～3月、8月～7月、等)に4回以上で可とします。ただし、主任介護支援専門員更新研修の受講申込日までの期間となります。

【お願いしたいこと】

この変更に伴い、各市町におかれましては、主任更新研修の要件を満たす研修を開催する際に発行される研修案内、受講証明書および、当日配付資料次第等には、研修の所要時間を必ず記載していただくようお願いいたします。

ご質問やご不明点は、当係までご連絡願います。この変更により、皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係 田川
TEL 077-528-3597 FAX 077-528-4851